

埼玉県立大学一般競争入札公告

次のとおり公立大学法人埼玉県立大学事務取扱規程第5条第1項の規定に基づき公告する。

2026年2月4日

公立大学法人埼玉県立大学 理事長 田中 滋

1 調達内容

(1) 案件名

埼玉県立大学北棟ほかエレベータ保守点検業務委託

(2) 委託内容

別添仕様書による。

(3) 契約期間

2026年4月1日から2029年3月31日まで

(4) 履行場所

埼玉県越谷市三野宮820番地 埼玉県立大学内

2 入札

- (1) 落札決定に当たっては、様式1「入札書」に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 競争入札参加者は、入札公告、仕様書、その他の資料を熟知のうえ入札しなければならない。
- (3) 入札後において、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者は、封印した入札書を入札日時に入札箱に投函しなければならない。この場合、封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「埼玉県立大学北棟ほかエレベータ保守点検業務委託の入札書在中」と記載する。また、郵便、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第54号、以下「規程」という。）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 令和 7・8 年度埼玉県物品等入札参加資格者名簿において、業種区分「建築物の管理に関する業務」の A 等級に格付けされるとともに、下表に掲げる業務の登録をされている者。

業務区分	建築物の管理に関する業務
大区分	「点検・検査業務」
小区分	「搬送運搬設備」

- (7) 契約履行期間の始期が 2015 年 4 月 1 日から公告日までの期間において、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む）又は地方公共団体（地方独立行政法人、公立大学法人及び埼玉県出資法人を含む）と契約期間 1 年以上かつ元請けとしてロープ式エレベータの保守点検業務を履行した実績を 1 件有すること。
- (8) 自社の体制で、24 時間常設しているコールセンター等を有していること。
- (9) 下表に掲げる資格を有する者（確認申請書の提出期限日の 3 か月より以前から恒常的な雇用関係にある者。）を、本業務に配置させることができること。

一級建築士もしくは二級建築士または昇降機等検査員

4 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、下記(1)の提出先に、下記(2)の提出書類を書留郵便など送達過程が記録される方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。提出期限は下記(3)のとおりとする。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。入札参加資格の確認結果は下記(4)のとおり通知する。

なお、提出された書類は返却しない。

記

(1) 提出先

埼玉県越谷市三野宮 820 番地
公立大学法人埼玉県立大学 事務局 施設管理担当 あて

(2) 提出書類

- ア 様式 2「一般競争入札参加資格確認申請書」
- イ 様式 3「一般競争入札参加資格に関する誓約書」
- ウ 様式 4「履行実績報告書」

※下記の書類を添付すること。

- ①契約を証明する書類(例：契約書の写し 等)
(業務内容が確認できる仕様書を含む)
- ②履行を証明する書類(例：履行証明書、検査結果通知 等)
- エ 「配置者の資格証の写し」及び「確認申請書の提出期限日の3か月より以前から恒常的な雇用関係にあることが証明できる書類」

(3) 提出期限

2026年2月12日（木）午後5時まで

(4) 確認結果

2026年2月19日（木）午後5時までに電子メール又はファクシミリにより通知

5 調達案件の仕様等に関する説明会

開催しない。

6 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 参加資格の確認申請書を提出した者は、質問がある場合は、次のとおり電子メール又はファクシミリにより、様式5「質問書」を提出すること。

ア 受付期間

2026年2月13日（金）午前9時から午後3時まで

イ 提出先

公立大学法人埼玉県立大学 事務局 施設管理担当 あて
メール shisetsu@spu.ac.jp
FAX 048-973-4807

- (2) 質問に対する回答は、2026年2月18日（水）午後5時までに埼玉県立大学ホームページにおいて掲載する。

7 最低制限価格

設定しない。

8 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札公告及び仕様書の交付場所に関する問い合わせ先
〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮 820 番地
公立大学法人埼玉県立大学 施設管理担当 あて
電話 048-973-4112
メール shisetsu@spu.ac.jp

(2) 入札公告及び仕様書の交付方法等

2026年2月4日（水）から、埼玉県立大学ホームページにおいて交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県立大学 本部棟4階 会議室2

イ 日時

2026年3月2日（月）午前10時00分

ウ 開札

入札終了後

9 契約書

業務委託契約書のとおり

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

規程第8条第1項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上

ただし、規程第38条の規定に該当の場合は免除する。

(3) 入札の執行

入札に参加する者の数が1者の場合であっても執行する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札

ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

カ 入札書に記載すべき事項の記入のない入札書、又は記入した事項が明らかでない入札書

キ 談合その他不正行為があったと認められる入札

ク 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札

ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札

- コ 入札者の押印のないもの
- サ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
- シ 押印された印影が明らかでないもの
- ス 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- セ 代理人で様式6「入札委任状」を提出しない者がしたもの
- ソ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- タ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- チ アからタに定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

- ア 規程第11条に基づいて作成された予定価格の110分の100の価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札を決定するものとする。
- ウ イの同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これを代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- エ 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は3回とする。
- オ 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
- カ 再度入札によってもなお落札者がないときは、不調とする。

(7) 各会計年度の支払限度額

2026年度 契約金額の概ね3.3割

2027年度 契約金額の概ね3.3割

2028年度 契約金額の概ね3.3割

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

(8) 本手続きは次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり予算成立後に効力を生ずる事業であるので、当初予算が否決されたまたは本件予算が削除された場合は、落札者決定後であっても契約を締結しないことがある。